

I 計画の基本的考え方

1 計画の趣旨

犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族の方々の多くは、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった、その犯罪等によって引き起こされる直接的な被害に加え、心身の不調や、治療費の負担などの経済的な問題、新たな住居の確保など、様々な問題に苦しめられています。

また、学校におけるいじめや不適切な指導、性犯罪・性暴力などの犯罪・ハラスメント等が深刻な社会問題となっています。国の「第4次犯罪被害者等基本計画」の基本方針の中でも、「自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害にあったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがある子供等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。」とされています。潜在化しやすい子ども等の被害に対し、特に、子どもが多くの時間を過ごす学校において、支援が十分に届くよう体制を整備することが求められています。

さらに、犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、配慮に欠ける対応や言動、さらには、プライバシーの侵害や名誉棄損などによって精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害を受けることも少なくありません。犯罪被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題です。

このような状況にある犯罪被害者等が、早期に平穏な日常生活を取り戻すためには、身近な行政である地方公共団体が、様々な関係機関と連携し、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れることなく提供するとともに、県民や事業者など周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、二次被害が生じることのないよう十分配慮して、犯罪被害者等を支えることが必要です。

県では、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を進めるため、平成21年に「神奈川県犯罪被害者等支援条例(以下「条例」という。)」を制定し、条例に基づいて、犯罪被害者等への支援施策を総合的、計画的に推進するため、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しています。

2 第3期計画までの取組の概要

(1) 第1期計画(平成21年度～平成25年度)の取組

平成21年4月に策定した計画では、県、県警察、民間支援団体が一体となって総

合的な支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」（以下「サポートステーション」という。24ページ参照）を設置し、様々な関係機関と連携して、犯罪被害者等への支援を提供するとともに、県民や事業者に犯罪被害者等への理解を深めていただくための取組を行うなど、様々な施策を展開してきました。

（２）第２期計画（平成26年度～平成30年度）の取組

第２期計画がスタートした平成26年度からは、警察に届出を躊躇する方も多い、性犯罪や性暴力の被害者の相談に、24時間365日に対応するホットラインを開始しました。

その後、平成29年８月、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」（以下「かならいん」という。24ページ参照）を開設し、電話相談に加えて、協力医療機関への付添いや、受診費用の負担など、支援の充実を図ってきました。

（３）第３期計画（令和元年度～令和５年度）の取組

令和２年７月に条例を改正し、「二次被害」について定義付けを行い、二次被害防止の取組を進めてきました。

また、令和元年10月に、「かならいん」に「男性及びLGBTs被害者のための専門相談ダイヤル」を開設、令和４年10月に、基幹病院における証拠採取等を開始する等、支援の充実を図ってきました。

３ 計画改定について

県では、第３期計画の最終年度である令和５年６月に、各年度の取組の実施状況を取りまとめて公表し、県民の皆様をはじめ、市町村、関係団体から意見を伺いました。

さらに、有識者、犯罪被害者等当事者団体、市町村からなる「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、第３期計画の事業実施状況を評価したうえで、課題を抽出していただきました。

こうした県民の皆様、市町村、関係団体、検討委員会等の意見を踏まえ、犯罪被害者等支援の、より一層の充実を図るため、第４期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画（以下「計画」という。）を策定しました。

４ 計画の性格

この計画は、条例第８条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標や施策の方向、県が取り組むべき犯罪被害者等支援施策を定める行政計画です。また、県の総合計画を補完する個別計画です。

5 計画の対象

条例第2条では、犯罪被害者等を「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有する者をいう。」としていることから、計画で定める犯罪被害者等支援施策は、原則として県民を対象としたものとします。

6 計画期間

この計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

7 進行管理等

年度ごとに前年度の施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表するとともに、進捗状況を点検し、必要に応じて施策・事業の見直しを行いながら計画を推進します。

また、随時、支援施策を利用した犯罪被害者等から意見を求め施策に反映します。

計画の中間年度（令和8年度）及び最終年度（令和10年度）には、前年度までの施策・事業の実施状況と当該年度の事業計画を取りまとめて公表し、県民の皆様の意見をはじめ、市町村、関係団体などから意見を伺います。そして、有識者等で構成する検討委員会において施策の総合的な検証を行い、検討委員会での検証結果を踏まえ、必要な対応を行います。





なお、計画期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等により、必要に応じて、計画を見直すこととします。

【参考 計画とSDGsとの関係】

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

本計画における基本目標も、SDGsの理念を共有するものであり、本計画に定める施策・事業の展開を図ることにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

（参考 SDGsの17の目標（ゴール）のうち、計画と関連の強いもの）

	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。